

## 満期退学者の博士論文提出について

新領域創成科学研究科では満期退学（修了に必要な単位を取得した上での退学）した場合、退学後3年以内に論文を提出すれば博士号取得（課程博士）が可能です。

国際協力学専攻の満期退学者が博士論文を退学後3年以内に提出する場合については、特段の手続きを定めてはいません。在學生と同様の手続きにより論文を提出して下さい。当該学生の退学後に、専攻としての審査日程や手続きが変更されている場合もあるので、論文を提出しようとする満期退学者は、早めに教務委員あるいは指導教員にその旨をお知らせ下さい。

本専攻では、「中間発表」を博士論文提出の要件として義務付けています。「中間発表」の実施は、退学前でも退学後でも構いません。但し、専攻の規定として、「中間発表」を行ってから1年以内に博士論文が提出されない場合には、再度「中間発表」を行うことが要請されていることに御留意下さい。

この「1年以内」の意味するところは、例えば平成18年3月修了を前提として「中間発表」を行った者は、平成18年3月、平成18年6月、平成18年9月、平成18年12月、平成19年3月の何れかに修了することが期待されている、と御理解下さい。平成19年6月あるいはそれ以降に修了する場合には、再度「中間発表」を行う必要があります。